

県境をつなぐ木曾川景観 ～木曾川景観協議会の取り組み～

服部 隆¹・西田 誠治²

¹ 各務原市都市建設部都市計画課景観政策室景観係長（〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町一丁目 69 番地
E-mail:tkeikaku03@city.kakamigahara.gifu.jp)

² 犬山市都市整備部建築課庶務・景観担当（〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
E-mail: 01321@city.inuyama.lg.jp)

「日本ライン」と称される美しい木曾川景観を保全・創造し、未来へ継承していくために、岐阜県各務原市と愛知県犬山市が中心となって、平成 17 年 8 月に「木曾川景観協議会」を設立した。県境を越えた広域的な景観形成のため、両市の住民参画により「木曾川景観基本計画」を策定し、今後、さらに良好な木曾川景観の形成を推進していく。

キーワード: 木曾川景観、景観協議会、住民参画

1. はじめに

木曾川中流域は、岐阜県と愛知県の県境に位置し、「日本ライン」の奇岩が形成する渓谷や周囲の緑豊かな山並みなどの自然と、国宝犬山城や鷺沼城址などの歴史資源が織りなす景観で、木曾川景観を代表するものである。その中でも、岐阜県各務原市と愛知県犬山市にまたがる流域は、昭和 6 年には（旧）史蹟名勝天然記念物法により「名勝木曾川」に、また、昭和 39 年には自然公園法による「飛騨木曾川国定公園」に指定されている（図-1）。

しかし、平成 15 年に国宝犬山城の対岸（各務原市側）に、木曾川に面して高層マンションの建設計画が持ち上がった。各務原市は、マンション建設者との協議を行い、木曾川景観に配慮して建築物の高さを犬山城の石垣の高さより低くするとともに、色彩等についても周辺の景観

との調和に配慮するよう指導を行った（図-2）。

こうした状況の中で、各務原市のみならず、犬山市でも、美しい木曾川景観を保全・創造し、後世へ継承していくためには、木曾川並びに沿岸区域について、良好な景観を形成するための方針や行為の制限などのルールを面的に、かつ早急に整備する必要があると感じた。

そこで両市は、河川景観については、川と両岸が一体となって形成されるべきものであるという共通認識のもと、平成 17 年 8 月に「木曾川景観協議会」（以下「協議会」）を設立し、良好な木曾川景観の形成のために手を携えていくことになった。

本論文では、景観行政団体である両市によって、県境を越えて設立したこの協議会の取り組みについて報告するものである。

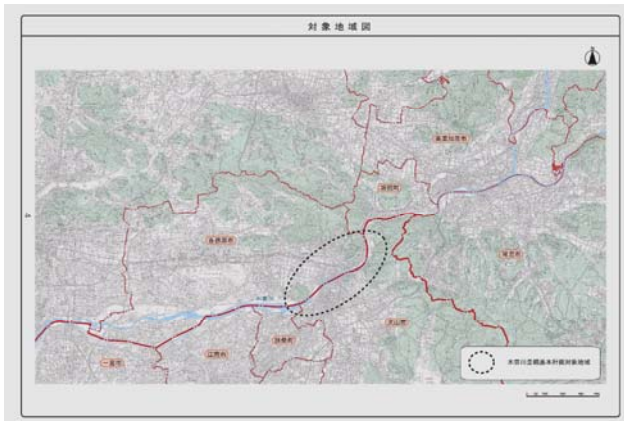


図-1 位置図



図-2 両市にまたがる木曾川景観

2. 「木曾川景観協議会」

協議会は、各務原市と犬山市が中心となり、実効性のある土地利用のコントロールや良好な景観を保全・創造するための方針と行為の制限等のルールを策定し、良好な木曾川景観の形成はもとより、観光振興にも資することを目的に、景観法第15条の景観協議会を見据えて設立した。

協議会は、その取り組み範囲が県境である木曾川をまたがって広がる広域景観を対象とするという地理的条件から、各務原・犬山両市長を始め、木曾川を管轄する国土交通省中部地方整備局、用水管理者である農林水産省東海農政局、岐阜県、愛知県及び地元関係者の15人で構成され(表-1)、会長・副会長は、両市の市長が二年交代で務めることになっている。

昨年8月5日に開催された第1回の協議会は、各務原市にある旧川上貞奴別荘「晩松園」で開催され(図-3)、正式に協議会の活動がスタートした。

本年3月には第2回の協議会を行い、「木曾川景観基本計画」を決定した。この「木曾川景観基本計画」は、今後、両市の「景観計画」に反映されることになる。



図-3 第1回 木曾川景観協議会

3. 「木曾川景観基本計画」

(1) 基本計画の位置づけと役割

「木曾川景観基本計画」(以下「基本計画」)は、これまでに両市がそれぞれ取り組んできた景観条例等との整合を図りながら、長期的な視点で良好な木曾川景観の形成を実現することを目的として協議会で策定したものである。

なお、基本計画はあくまでもガイドライン的な位置づけであり、法的な拘束力を持つものではないため、この基本計画の内容を実効性のあるものにしようとするためには、景観法第8条に基づき、それぞれの市で策定する「景観計画」に反映させる必要がある。

各務原市は、平成18年3月にすでに法定の景観計画を策定しており、一方の犬山市は平成18年度中の策定を目指し作業を進めているところであるが、両市とも景観計画策定の過程では、この基本計画を念頭に置き、方針や行為の制限等の検討を行っている。さらに、それぞれの市の固有の景観や歴史的背景等を踏まえ、よりきめ細かい方針やより厳しい行為の制限を定めるなど、地域の個性を活かした計画の策定、あるいは検討を行っている。

(2) 対象範囲

基本計画は、「名勝木曾川」及び「飛騨木曾川国定公園」に指定されている、いわゆる「日本ライン」と称される木曾川中流域の中の「各務原市・犬山市対岸域」を対象範囲としている。

ただし、基本計画の第I編では、「日本ライン」を形成する6市(岐阜県美濃加茂市、可児市、各務原市、愛知県一宮市、江南市、犬山市)2町(岐阜県坂祝町、愛知県扶桑町)にまたがる区域を対象に景観ゾーニングを行い、景観特性の整理を行った上で広域的な木曾川景観を保全・創造していくための目標と基本的な考え方を示している。

表-1 木曾川景観協議会委員(基本計画策定時)

| 所 属 | 名 前 | 備 考 |
|-------------------------|-------|-----|
| 会長 (各務原市長) | 森 真 | 会長 |
| 副会長 (犬山市長) | 石田 芳弘 | 副会長 |
| 中部地方整備局 建設部都市調整官 | 北村 重治 | 委員 |
| 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 | 中村 敏一 | |
| 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所長 | 尾川 幸彦 | |
| 岐阜県都市整備局 都市政策課長 | 増田 昌樹 | |
| 愛知県建設部 公園緑地課長 | 渡邊 四朗 | |
| 岐阜県 岐阜建設事務所長 | 小川 法久 | |
| 愛知県 一宮建設事務所長 | 曾我 憲明 | |
| 各務原商工会議所 名誉会頭 | 五島 昭寿 | |
| 犬山商工会議所 会頭 | 桑原 正則 | |
| 各務原市観光協会 会長 | 井上 克彦 | |
| 犬山市観光協会 会長 | 小川 征一 | |
| 木曾川長良川下流漁業協同組合 組合長 | 足立 孝志 | |
| 木曾川観光 株式会社 支配人 | 石田 隆 | |

第1回協議会来賓

| | |
|----------------------|-------|
| 国土交通省都市・地域整備局 都市計画課長 | 山崎 篤男 |
| 北海道大学大学院 工学研究科教授 | 越澤 明 |
| 各務原市 市議会議長 | 小島 軍司 |
| 犬山市 市議会議長 | 堀江 正栄 |

第Ⅱ編では、基本計画の対象範囲である「各務原市・犬山市対岸域」における良好な景観形成のための具体的な展開方針や景観法の仕組みを基本とした「木曾川景観基本計画区域」、「木曾川景観形成指針」、「景観重要建造物等」、「景観重要公共施設」などについての考え方を示している（図-4）。

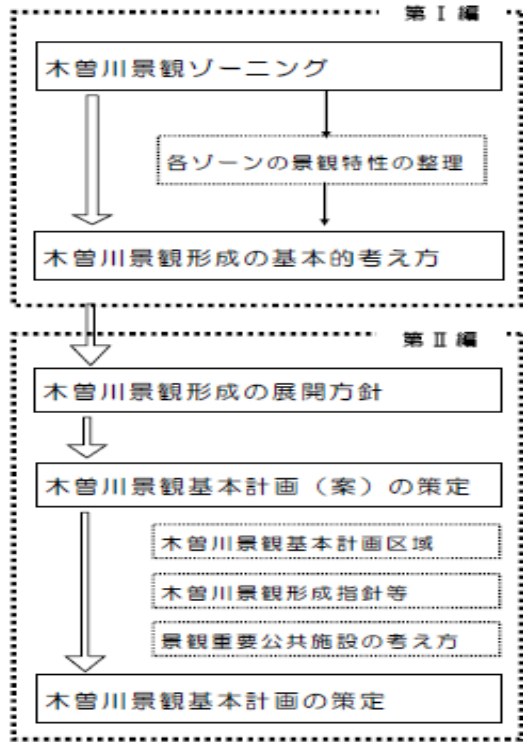


図-4 木曾川景観基本計画の構成

a) 木曾川景観基本計画区域（図-5）

木曾川景観基本計画区域（以下「基本計画区域」）は、木曾川を中心とした一体的な景観を両市が連携して守り育てる区域である。区域設定に当たっては、景観特性が大きく変わる犬山橋を境として、自然景観が美しい上流部では山の稜線や名勝指定区域、自然公園地域等を考慮し、緑地空間のまともに配慮して設定した。

一方、下流部については、平地部で市街地景観が広がる区域が中心となるため、建築のスカイラインとして識別できると言われている概ね 600m以内の範囲を主対象に、現在の土地利用や用途地域等を考慮し、道路や河川等の地形地物で区分できる区域を設定した。

b) 景観形成重点地区

基本計画区域の中でも、まちなみの変化等が木曾川景観に大きな影響を与えるため、重点的に景観の保全・創造を推進していく必要がある区域を景観形成重点地区（以下「重点地区」）として位置づけた。

犬山橋上流部では木曾川と木曾川が接する集落と「名勝木曾川」に指定されている区域を対象に、土地のまともに配慮して設定し、市街地が主体となる犬山橋下流部では、「名勝木曾川」の指定地を含む河川区域と河川沿いの道路端から約 25mの範囲を主対象に、道路や河川等の地形地物で区分できる区域を設定した。

なお、この地区は、将来的には景観法第 61 条に基づく「景観地区」の指定を視野に入れて、より積極的な景観形成を図っていくことも検討していく必要がある。

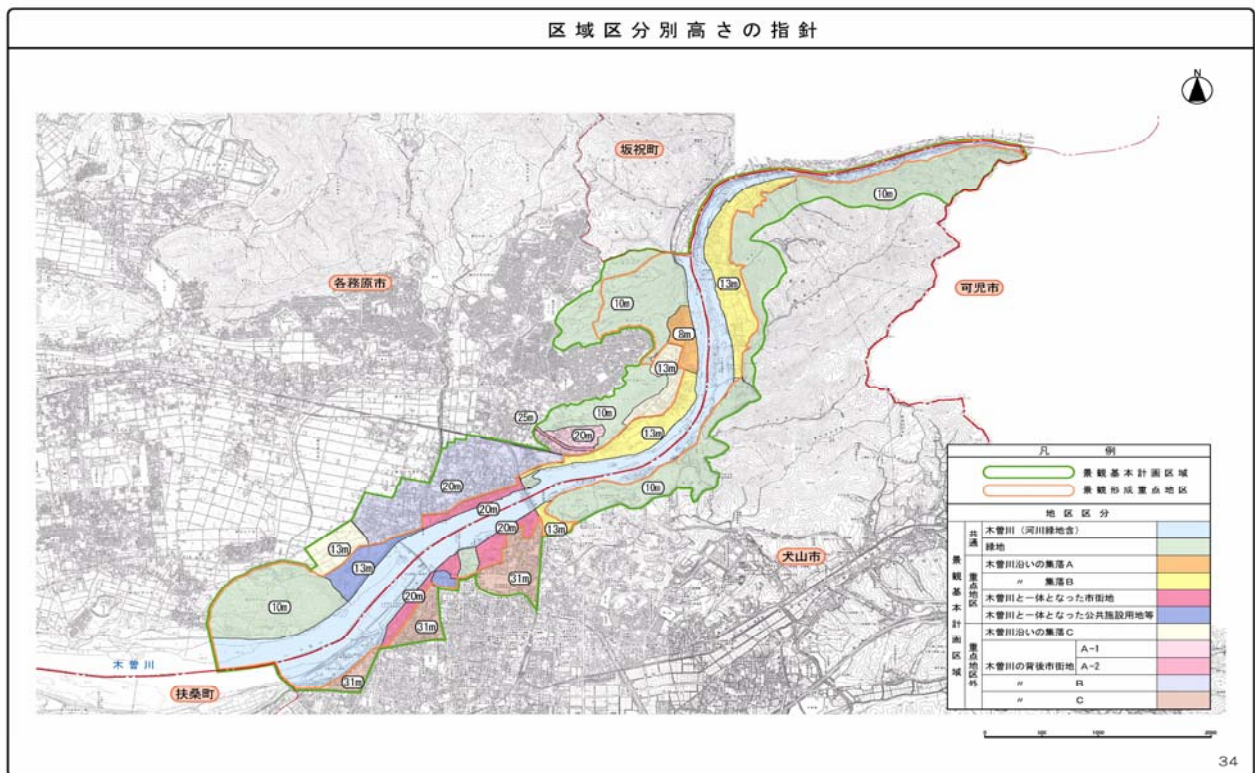


図-5 基本計画区域区分と区別高さの指針

(3) 良好な景観の形成のための方針

基本計画では、広域的な木曾川景観の目標を「雄大な自然、歴史・文化、賑わいが融合する木曾川景観の保全と創造」とし、基本計画区域における良好な景観の形成に関する方針を4つの基本的な考え方と景観特性が大きく変化する犬山橋の上流部、下流部に区分して設定している(表-2)。

さらに、現在の土地利用状況等により基本計画区域を10の地区に区分し、それぞれの地区について、より具体的な景観づくりの目標を設定している。

表-2 景観形成に関する方針

| 基本的考え方 | 上流部 | 下流部 |
|--------------------------------------|--|--|
| ①背後の山並みと一体となった雄大な木曾川景観の保全と創造 | <ul style="list-style-type: none"> 沿岸の山並みを保全します。 木曾川から周囲の山並みの眺望を保全します。 木曾川と山並みの間に立地する集落は自然環境と調和したまちなみを保全、創造します。 | <ul style="list-style-type: none"> 背後地の山並みの保全を目指します。(区域外) 背後地の山並みの稜線の眺望を保全します。 |
| ②人々の往来と生活の場として発展してきた美しい賑わい(市街地)景観の形成 | — | <ul style="list-style-type: none"> 地域のランドマークである犬山城を核とした、歴史・文化、賑わいが融合する市街地景観を保全、創造します。 木曾川を往来する人々の交流空間のシンボルとして犬山橋の景観を保全します。 |
| ③木曾川の豊かな自然環境が育む美しい景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> 奇岩で構成される渓谷美を保全します。 多様な動植物の生地として自然環境を保全します。 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川景観の中心である広大な水面を保全し、川面に犬山城や鶴沼城址が映り込む水辺を保全します。 都市空間の貴重な自然空間として緑地を保全します。 |
| ④美しい木曾川景観を楽しむ空間の保全、創造 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川及び周囲の緑地を散策でき、木曾川景観の変化を楽しむ空間を保全、創造します。 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川景観を眺望できる視点場を保全、創造します。 都市空間の貴重な自然とのふれあいの場として、木曾川を保全、創造します。 |

(4) 良好な景観の形成のための行為の制限

a) 届出の必要な行為

前節の方針・目標を実現するために、基本計画区域内における表-3に示す行為については、あらかじめ行為地の市へ届出を義務づけることによって、良好な景観の形成、誘導を図っていくものとする。

表-3 届出対象行為

| | |
|---|---|
| ① | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更となることの修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |
| ② | 工作物(広告塔・広告板その他類似する屋外広告物は除く)の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更となることの修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |
| ③ | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 |
| ④ | 屋外における物品の集積・貯蔵 |
| ⑤ | 鉱物の採掘・土石等の採取 |
| ⑥ | 土地の区画形質の変更 |
| ⑦ | 木竹の植栽又は伐採 |

b) 木曾川景観形成指針の考え方

良好な木曾川景観の保全・創造を図るために、景観形成に関する指針(表-4、表-5、表-6)を設け、基本

計画区域内の行為について必要な勧告・指導等を行っていくものとする。

表-4 建築物に関する景観形成指針

| | |
|-------------|---|
| 配置 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川又は木曾川沿いの道路に接する敷地においては、原則として建築物の外壁は、木曾川側の敷地境界線から2メートル以上後退するよう努めること。 周辺の建築物の壁面位置との調和に配慮すること。 |
| 高さ | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは地区区分に基づき別表①に定める高さ以下を原則とする。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観および街並みや建築デザインと調和した、全体的にまとまりのある形態とすること。 建築物全体として統一感のあるデザインとなるよう努めること。 建築物の外壁は、圧迫感を与える長大な壁面とならないよう努めること。 外壁のデザインは木曾川に面する部分だけでなく側面や背面にも配慮すること。 |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 外壁の基調となる色は、周辺の自然環境の色に調和するよう中明度、低～中彩度色とすること。 外壁の色を分節化して単色の大きな壁面を形成しないよう努めること。 基調色と副基調色は、類似調和するよう選色に努めること。 外壁にそぐわない緑、青、紫系の色相は用いないよう努めること。 外壁を複数色で配色する場合は、水平又は垂直方向で分割するよう配慮すること。 |
| 素材 | <ul style="list-style-type: none"> 冷たさを感じる素材、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分に渡って使用することは避けること。 周辺の景観及びまちなみに調和した素材及び材料を使用するよう努めること。 時間の経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努めること。 清掃等の維持管理のしやすさに配慮すること。 |
| 付属建築物及び付属施設 | <ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する付属設備等については壁面を立ち上げるかルーバー等により木曾川景観に調和するよう修景措置を工夫すること。 主体建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう努めること。 付属設備等は木曾川から可能な限り見えない位置に設置するよう努めること。 |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川又は木曾川沿いの道路に接する敷地では、木曾川側の敷地境界と建築物との境界部分は中高木による緑化に配慮すること。 郷土種に考慮し、周辺環境と調和した樹種に配慮すること。 樹木による四季の演出にも配慮すること。 |
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> 使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境との調和に配慮すること。 周辺の景観および建築物等との調和、魅力的な夜景づくりに寄与できるよう配慮すること。 |

別表①

| | | 地区区分 | 高さ |
|-------|--|-------------------|--------|
| 重点地区 | | 緑地 | 10・13m |
| | | 木曾川沿いの集落A | 8m |
| | | 〃 集落B | 13m |
| | | 木曾川と一体となった市街地 | 20m |
| | | 木曾川と一体となった公共施設用地等 | 10・13m |
| 重点地区外 | | 木曾川沿いの集落C | 13m |
| | | 木曾川の背後市街地A-1 | 20m |
| | | A-2 | 25m |
| | | 〃 B | 20m |
| | | 〃 C | 31m |

表-5 工作物に関する景観形成指針

| | |
|-------|---|
| 位置・高さ | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川から目立たない位置に設けるよう努めること。 周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮すること。 周辺の建物の高さや壁面位置がそろうところでは、連続性の維持に配慮すること。 |
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えないような高さ、意匠とするよう努めること。 工作物全体として統一感のある、すっきりとした意匠となるよう努めること。 建築物と一体となっている場合は、主体建築物と一体感のあるデザインとなるよう努めること。 |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然景観やまちなみに馴染むよう落ち着いた低彩度色を用いること。 |
| 素材 | <ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観及びまちなみに調和した素材及び材料を使用するよう努めること。 時間の経過による退色、損傷、汚れに耐えうるものを使用するよう努めること。 清掃等の維持管理のしやすさに配慮すること。 |
| 緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。 |
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> 使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境との調和に配慮すること。 |

表-6 その他の景観形成指針

| 項目 | 指 針 |
|-----------------|--|
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川、道路その他公共の場から容易に望見できない位置に集積又は貯蔵するよう努めること。 物品と積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努めること。 敷地外周部などに植栽の実施、木塀の設置など周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮すること。 |
| 鉱物の掘採又は土石等の採取 | <ul style="list-style-type: none"> 木曾川、道路その他の公共の場から容易に望見できないよう掘採、採取位置及び方法を工夫するよう努めること。 掘採、採取後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努めること。 |
| 土地の区画形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により、周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮すること。 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮すること。 |
| 木竹の植栽又は伐採 | <ul style="list-style-type: none"> 木竹の植栽・伐採に関しては、周辺景観への影響に配慮し検討すること。 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、伐採を検討すること。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講ずるよう努めること。 木曾川および周辺緑地の生態系に配慮すること。 |

ただし、重点地区以外の基本計画区域では、重点地区内の建築物等の背後で行為が行われるため、形態、意匠が木曾川景観に直接与える影響が少ないこと、また、駅周辺等地区内など特定の地区内の近景に配慮した指針づくりが必要なることを考慮し、表-3の内①の行為については、高さの指針のみを対象とすることとした。

c) 届出の適用除外となる行為の考え方

前項で述べた指針の適用区域の考え方を踏まえ、重点地区以外の基本計画区域については、届出の適用除外となる行為を定めることとした(表-7)。

なお、景観法第16条第7項第1号から第10号に規定する行為については、区域にかかわらず、すべて届出の適用除外行為となっている。

表-7 建築物等に関する景観形成指針

| 行為 | 木曾川景観基本計画 | 行為 | 木曾川景観基本計画 | | |
|---|-----------|---------|---------------------|-----------|---------|
| 建築物(新築) | 高さ | 13m以下 | 昇降機、飛行等その他類するもの | | |
| | 延べ床面積 | 1000㎡以下 | | | |
| | 立面積 | 300㎡以下 | | | |
| 上記の建築物規模以上の建築物の増築 | 延べ面積 | 500㎡以下 | 製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等の工作物 | | |
| 上記の建築物規模以上の建築物の外観の変更 | 延べ面積 | 500㎡以下 | | | |
| 煙突・柱・高圧水塔・サイロ等の地盤するもの(建築基準法施行令第138条第1号、第2号、第4号に準ずるもの) | 高さ | 13m以下 | | | |
| 鉄骨造、記念塔その他類するもの | 延べ面積 | 1000㎡以下 | 屋外における物品の集積又は貯蔵 | | |
| | 高さ | 20m以下 | | | |
| 碑 | 延べ面積 | 1000㎡以下 | 鉱物の掘採又は土石の採取 | | |
| | 高さ | 4m以下 | | | |
| 昇降機、飛行等その他類するもの | 高さ | 20m以下 | 土地の区画形質 | | |
| | 築造面積 | 1000㎡以下 | | | |
| 擁壁 | 高さ | 4m以下 | 法面擁壁の高さ | | |
| | | | | 法面擁壁の長さ | 30m以下 |
| | | | | 面積 | 3000㎡以下 |
| 昇降機、飛行等その他類するもの | 高さ | 20m以下 | 法面擁壁の高さ | | |
| | | | | 法面擁壁の長さ | 30m以下 |
| | | | | 面積 | 3000㎡以下 |
| 昇降機、飛行等その他類するもの | 築造面積 | 1000㎡以下 | 木竹の植栽伐採 | | |
| | | | | 通常の管理行為以外 | |
| | | | | | |

(注) 複数の基準がある場合は、1項目でも基準を満たさない場合は届出が必要になります。

(5) 景観重要建造物等の指定の考え方

a) 景観重要建造物

基本計画区域内の公共空間から容易に見ることのできる場所に位置する建造物で、①木曾川や周辺の歴史・文化を伝えるもの、②地域で広く親しまれ、地域

のシンボリックな存在となっているもの、③木曾川の自然環境と調和し、歴史的又は建築的価値を持つ建造物については、両市民共有の財産として後世に継承していく必要があることから、景観法第19条に規定する「景観重要建造物」として積極的に指定していく必要がある。

ただし、実際の指定は、その建造物が存在する市(橋梁等河川をまたぐような建造物については両市)の景観計画で行うことになる。

b) 景観重要樹木

木曾川沿岸に位置し、公共空間から容易に見ることができる場所にある樹木で、①健全で樹容が景観上優れているもの、②地域固有の自生種や希少品種のもの、③地域に元来ある樹種で樹齢が高いもの、④景観上シンボリックな場所に位置し、地域に親しまれているものについては、木曾川景観の重要な要素であるため、景観法第28条に規定する「景観重要樹木」として積極的に指定していく必要がある。

指定については、前項の景観重要建造物同様、その樹木が存在する市の景観計画により行う。

(6) 景観重要公共施設の整備に関する考え方

基本計画区域内の公共施設で、①木曾川景観の核となっているもの、②主な視点場から景観で重要な要素となっているもの、③木曾川を横断する構造物で、水面より上に設置されているもの、④木曾川を眺望できる重要な視点場となり、かつ、その周辺に管理者以外が建築物、工作物その他物件を建設することが想定される施設については、木曾川景観に与える影響が大きいため、景観法でいう「景観重要公共施設」として整備に関する事項及び占用許可等の基準を定めていくべきである。

これらの事項は、前節で述べた景観重要建造物等と同じく、各市の景観計画に定めるべき事項となるが、河川(木曾川)や橋梁等(犬山橋、ライン大橋、犬山頭首工)については両市にまたがるものであるため、協議会として管理者と協議し、同意を得た上で、統一的な整備方針及び占用許可等の基準を示す必要がある。

4. 住民参画の手法

景観法第9条では景観計画の策定の手続きとして、公聴会等住民の意見を聞く場を設けることを義務づけている。景観形成の主役は行政ではなく、あくまでそこに住む住民であるから、基本計画の策定に当たっても「いかに住民の声を取り入れていくか」ということが大きなポイントであった。

協議会には、両市の商工会議所や観光協会など民間機関からも参加していただいているが、基本計画の策定に当たっては、より広く住民の意見を聞くと同時に、木曽川景観について今以上に理解を深めてもらうことが非常に重要である。

そこで、両市の住民が一堂に会して木曽川景観について話し合い、景観づくりの方向性について検討する場として「木曽川景観意見交換会」(以下「意見交換会」)を2回に渡って開催した。

a) 第1回

第1回目の意見交換では、まず、舟(川面)から兩岸の景観を確認後(図-6)、木曽川景観の「自慢したいところ」、「気になるところ」のマップづくりを行い、両市の住民が木曽川景観について一体的な取り組みが必要だとの認識と、良好な景観形成のための共通目標を持つことができた。(図-7)



図-6 舟から木曽川景観を確認



図-7 作成したマップでグループ発表

b) 第2回

第2回の意見交換会では、犬山城の天守閣からの景観を確認(図-8)の上で、合成写真等による景観変化の確認とルールづくりの必要性についてアンケートを行った。

アンケートでは、木曽川の兩岸での高さ規制やルールの統一化など、基本計画の必要性が認識させられる

結果となった。(図-9)



図-8 犬山城天守閣からの景観確認

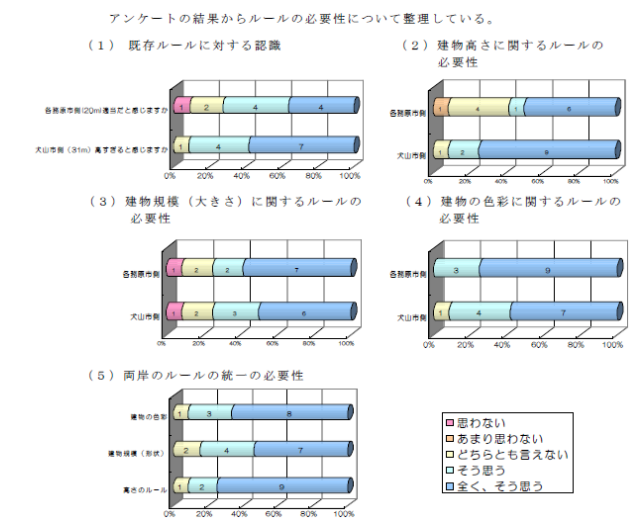


図-9 アンケート結果

4. おわりに

基本計画の策定は、協議会のゴールではなく、むしろスタートであると言っている。基本計画ができたとしても、木曽川景観に対する意識向上が図られなければ、それは「絵に描いた餅」に過ぎない。

協議会として、今後どのような取り組みを行っていくべきか、あるいは、木曽川中流域に位置する周辺市町村をいかに巻き込んでいくかなど、まだまだ課題は多く残されているが、この協議会では日本全国に数多く存在する山や川などの広域的な景観を保全・創造していくための一つの手法を示すことができたと考えている。

謝辞:「木曽川景観基本計画」の策定にあたり、国土交通省中部地方整備局に多大なご協力をいただいた。厚く謝意を表す。